

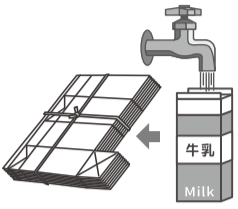
分別して燃えるゴミを減らしましょう！

市では、市民の皆さんにごみの分別をお願いし、資源ごみとして、ビン、カン、紙類、布類、ペットボトルなどの分別収集を行っています。
 家庭や事業所から出される燃えるごみのうち、約46パーセントが、紙・布類です。これらは、分別することで資源となります。紙・布類の一層の分別をお願いします。

紙・布類は資源ごみの日に 出しましょう

紙類の出し方

次の品目ごとに分別して出してください。
段ボール：1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字にしぼる。
新聞紙（広告を含む）：ひもで十字にしぼる（専用の袋に入れてもしぼる）。
雑誌、書籍：ひもで十字にしぼる。
雑紙類（包装紙、封筒、菓子箱の外箱など）：紙袋などに入れて、ひもで十字にしぼる（ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は除く）。
シュレッダーした紙類：透明・半透明の袋に入れる（シー、ビニール、カーボン紙など資源にならないものを混入させない）。
牛乳パック：洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字にしぼる。



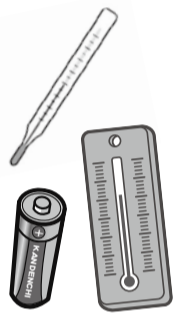
※次の紙類は、資源となりません。燃えるごみに出してください。
 油などで汚れているもの、カーボン紙、写真、紙コップなどのワックス加工品、香料の強いもの（線香、石けん、洗剤の箱など）、ビニールコート紙、酒類のパック、シート紙、ロール紙、アイロンプレントシートなどの捺染紙、感熱紙など。

布類の出し方

必ず、透明または半透明の袋に入れて出してください。
 ※次の布類は、資源となります。燃えるごみに出してください。
 汚れたもの、濡れたもの、不衛生なもの、ぬいぐるみ、ペットに使用したもの、まくら、ふとん（綿入り）、敷物、ざぶとんなど。
 ※紙・布類の収集は、市が行っている資源ごみの収集のほか、町会・子ども会などが集団回収を行っている地域もあります。

有害ごみの出し方

蛍光管、乾電池、水銀体温計、温度計などには水銀が含まれるものがあります。
 これらの「有害ごみ」は、「燃えないごみ」の日に確認できるように透明な袋に入れ、燃えないごみとは分けて出してください。



事業所でのごみの減量化、資源化

会社や工場、商店などの事業所から出る再生可能な紙類

ごみ収集カレンダー

平成30年度のごみ収集カレンダーは、市役所および市内各公共施設の窓口で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。地区ごとに分かれていきますので、対応するカレンダーをご確認ください。
 ※家庭ごみは、収集日の朝8時までにお出しください。事業所のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。

問環境リサイクル課 ☎234

食品ロスを減らしましょう！

まだ食べることができるのに捨てられている食べ物のことを「食品ロス」といいます。日本における食品ロスは年間約632万トンと推計されています。

冷蔵庫などの在庫をしっかりと管理する、食材を使い切る調理法を実践する、宴会では締め15分前に「食べきりタイム」を設ける、外食では食べきれぬ量を注文するなど、食品ロスを減らすための工夫をしましょう。

平成30年度 介護保険負担限度額認定申請

問長寿介護課 ☎443

介護保険施設または短期入所（ショートステイ）を利用する方の居住費（滞在費）・食費については、原則、本人の負担ですが、低所得の方で支給要件に該当する場合、負担軽減を行っています。

次のすべての要件を満たす方 ▼ 要介護（要支援）認定を受けている ▼ 住民税世帯非課税（本人および同一世帯の方が非課税） ▼ 配偶者（世帯を分離している配偶者も含む）が住民税非課税 ▼ 預貯金などの合計額が次の基準額以下 ①配偶者がいない方=1,000万円 ②配偶者がいる方=2,000万円

平成29年度に介護保険負担限度額認定を受けている方には、6月下旬に申請書をお送りしました。引き続き、認定を受ける場合には、申請書をご提出ください。申請書がない方で、支給要件に該当する場合は、お問い合わせください。

平成30年8月診療分から70歳以上の方の 高額療養費制度の 自己負担限度額が変更になります！

国民健康保険の70歳以上の被保険者および後期高齢者医療被保険者について、平成30年8月診療分から高額療養費制度の自己負担限度額が変更されます。

なお、住民税非課税世帯の方については、変更ありません。

問国保年金課 ☎327

適用年月		平成30年7月まで		平成30年8月～	
所得区分	課税所得(注1)	外来(個人単位)	限度額(世帯単位)	外来(個人単位)	限度額(世帯単位)
現役並み所得者	690万円以上(現役並みⅢ)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>※	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回該当:140,100円>※	
	380万円以上(現役並みⅡ)			167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円>※	
	145万円以上(現役並みⅠ)			80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>※	
一般	145万円未満(注2)	(注3)14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回該当:44,400円>※	(注3)18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回該当:44,400円>※
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 所得一定以下		15,000円		15,000円

注1：課税所得とは、収入から所得控除などを控除した額を示します。

注2：収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は、383万円未満）の場合も含まれます。

注3：年間上限額は、8月から翌年7月までの合計額に対して適用されます。

※多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額を示します。